

令和7年第3回定例会 総務文教常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和7年9月12日（金） 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第76号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
議第77号 村上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定について
- 4 出席委員（7名）
- | | |
|-----------|----------|
| 1番 魚野ルミ君 | 2番 尾形修平君 |
| 3番 鈴木いせ子君 | 4番 菅井晋一君 |
| 5番 野村美佐子君 | 6番 富樫雅男君 |
| 7番 高田晃君 | |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
副議長 大滝国吉君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|---------------------------|-------------|
| 副 市 長 | 大 滝 敏 文 君 |
| 教 育 長 | 遠 藤 友 春 君 |
| 政 策 監 | 須 賀 光 利 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 小 川 智 也 君 |
| 同 課 課 長 補 佐 | 百 武 靖 之 君 |
| 同 課 教 育 総 務 室 長 | 鈴 木 祐 輔 君 |
| 同 課 教 育 総 務 室 副 参 事 | 本 保 美 穂 君 |
| 同 課 教 育 総 務 室 係 長 | 宮 村 真 奈 美 君 |
| 同 課 未 来 の 学 校 創 造 室 長 | 中 山 晴 剛 君 |
| 同 課 未 来 の 学 校 創 造 室 副 参 事 | 鍋 倉 直 也 君 |
| 同 課 未 来 の 学 校 創 造 室 係 長 | 平 方 和 弥 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 平 山 祐 子 君 |
| 同 課 社 会 教 育 推 進 室 長 | 片 岡 昌 幸 君 |
| 同 課 社 会 教 育 推 進 室 係 長 | 佐 藤 み つ え 君 |
| 同 課 ス ポ ー ツ 推 進 室 長 | 佐 藤 克 也 君 |
| 同 課 ス ポ ー ツ 推 進 室 主 幹 | 菅 原 和 英 君 |
| 同 課 文 化 行 政 推 進 室 長 | 吉 井 雅 勇 君 |
| 同 課 教 育 情 報 セ ン タ ー 長 | 太 田 尚 美 君 |
| 同 課 教 育 情 報 セ ン タ ー 副 参 事 | 小 田 朋 子 君 |
| 荒 川 教 育 事 務 所 長 | 中 村 繭 子 君 |
| 神 林 教 育 事 務 所 長 | 田 村 富 夫 君 |
| 朝 日 教 育 事 務 所 長 | 本 間 憲 一 君 |
| 山 北 教 育 事 務 所 長 | 本 間 宏 君 |
- 9 議会事務局職員
- | | |
|-----|---------|
| 局 長 | 内 山 治 夫 |
| 次 長 | 鈴 木 渉 |

(午前 9時58分)

委員長(高田 晃君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第5 議第76号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(学校教育課長 小川智也君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

学校教育課長 皆様、おはようございます。それでは、議第76号の説明をさせていただきます。議第76号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、第2次村上市立小・中学校望ましい教育環境整備計画方針によりまして、今小・中学校の統合に係る事務を進めているところでありますけれども、朝日地域の小川小学校と朝日みどり小学校の学校統合推進委員会において御承認をいただきました統合校の名称と校舎の位置について、設置条例に所要の改正を行おうとするものであります。なお、現在朝日みどり小学校では複式学級が発生しております。その解消を図るために、県に統合前加配教員の配置を申請するに当たりまして、9月末という時期的なものも示されましたので、このタイミングで条例の改正をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

(質疑)

菅井 晋一 おはようございます。お伺いします。ほかの学校も統合のいろいろ進んでいるかと思うのですが、その辺は今回のには間に合わなかったというか、どのような進行状況でしょうか。

学校教育課長 統合推進委員会というのが、検討会から合同検討会に入って、統合推進委員会という3段階目に入るわけです。朝日につきましてはこの3段階目に今入っていて、学校名ですとか、そういったものが協議されて決まっていっているのですけれども、同じタイミングで進んでおります村上第一中学校と村上東中学校につきましては、9月30日に統合推進委員会開催する予定になっております。神林中と岩船中学校につきましては、2回目の統合推進委員会開催しております。第3回目、10月7日に開催予定となっております、統合校の名称をどうするかか今協議しているところです。神林中学校と岩船中学校においては、校名募集、アイデア募集ですね、そういったところ、今段階になっております。

菅井 晋一 分かりました。岩船とかも令和9年の4月の予定みたいな書き方がされているみたいなのですけれども、同じであれば急がなければならないのかなというふうに感じたものですから、聞いてみましたが、順調でしょうか。

学校教育課長 統合推進委員会の中で統合の時期についても協議をしていただいております、令和9年4月、もともと教育委員会の計画ですとそのタイミングを計画として落としていたのですけれども、両校のすり合わせ等に時間がかかるということもありまして、統合推進委員会の中で協議をしていただいております。前回の推進委員会の中では、令和10年4月にしたほうが良いということで協議はされましたけれども、9月の15日に学校統合だよりというのを出す予定にしておりますが、その中でお知らせする予定にしておりましたので、よろしく願いいたします。

尾形 修平 今回、この小川小学校とみどり小学校ですけれども、当初地元からは3校一緒にと

というようなお話もあったかと思うのだけれども、その辺、どういうふうな経過で市の予定どおりのこの2校を先行してやるという方向性になったのかを伺いたいと思います。

学校教育課長 朝日地区に関しては、今委員のおっしゃったような流れで、小学校3校の同時統合は検討できないのかということが合同検討会の中でも出てきて、その意見を受けて朝日さくら小学校に3校同時統合に参加しますかということのを投げかけました。その中で、朝日さくら小学校の中では、3校同時統合に賛成の方と反対の方の意見がかなり拮抗したのです。それで、期間にしますと半年近く、さくら小学校校区の中で協議を何度も重ねることになりました。その結果、最終的には今回の3校同時統合には参加しないで、2段階の統合にしましょうというのがさくら小学校区の結論でありました。保護者と区長様方なんかも一緒に話し合いをしていただいて、導かれたのがその結論でした。その結論を受けて、小川小学校と朝日みどり小学校2校で進めることというふうになったわけです。そういったことで、今回その2校の統合による校名と校舎の位置を提案させていただいているという流れになります。

尾形 修平 これ2段階でやるというのは、最初から市の方向性として示されたわけなのだけれども、朝日のさくら小学校の児童も年々減少していつているのだろうし、将来的にこの新学校のほうに予定どおりの時期に移転できるかどうかということのも定かではないけれども、それによってハード的な部分、当初ハードの部分が間に合わないから、2段階というような話も承ったのだけれども、その辺はどうなのですか。この2段階方式にすることによって、必要のないハードの投資をしなくても済むという方向性で進んでいつているのでしょうか。

未来の学校創造室長 ハード的な部分につきましては、令和9年の段階で3校同時となりますと、全学級で12学級必要なという予定を立てておりました。統合先の施設としましては、朝日みどり小学校が10部屋しかないということで、内部の一部部屋を改装してもう2教室を設けなければならないという予定だったのですが、今の2校でやればそれは必要なくなるというハード面の状況であります。以上です。

尾形 修平 だから、将来的予測として、市が提案した2段階によって、全体的な児童が減ることによって、ハード面の投資というかは必要なくなる時期を待つてという言い方は変だけれども、それを目途としてやっているのですかということを知っているわけですか。

教育長 委員御指摘のように、令和13年度くらいになりますと朝日さくら小学校に複式学級が発生するおそれがありますので、その頃になるとかなり小川小、みどり小の合わせた人数も減ってきておりますので、大きな投資しなくても、校舎にお金つぎ込まなくてもできるのではないかなと想定しております。その適当な時期を見て、さくら小学校の複式解消も視野に入れながら、後日また検討してまいりたいと思います。

野村美佐子 この条例は、9年の4月1日からということになっているのですが、今決めるというのは、先ほど説明あったように複式学級の加配を手配していただくということで、今決めておいたほうがそれが有利になるという意味の理解でよろしいのでしょうか。

学校教育課長 そのとおりで、来年度の加配の申請を上げるリミットというのが9月いっぱいぐらいまでに出してくださいということで県からお話がありましたので、このタイミングでお願いしています。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第76号は、起立全員にて原案のおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第77号 村上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(学校教育課長 小川智也君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

学校教育課長 それでは、議第77号は村上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、奨学金貸与に係る保護者以外の連帯保証人の要件について、現行では市内に住所を有する者というふうに限定しておりますけれども、より利用しやすい制度とするためにただし書を加えて、市内に住所を有する者以外も連帯保証人をするように改正を行おうとするものです。具体的には、移住ですとか、転勤ですとか、本市に引っ越してこられた世帯が奨学金を申請しようとする場合に、市内に連帯保証人を頼める人がいないというようなケースを想定しての改正になります。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

尾形 修平 この条例改正は、もう私にすると唐突に出てきたかなという思いがあって、反対するものではないのだけれども、これ始まってもう十五、六年たっているわけなのだけれども、それは利用者のほうからこういう希望が、できないですかというような希望があって、課として検討した結果なののでしょうか。

学校教育課長 相談が1件ありまして、条例でもう市内に住所を有する者と規定しているので、対応できなかったというケースが1件ありました。そのケースを受けて、奨学生の選考委員会で協議していただいて、その方向でいいのではないかとということで御意見いただきましたので、今回改正案を出させていただきました。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第77号は、起立全員にて原案のおり認定すべきものと決定した。

○以上のおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（高田 晃君）閉会を宣する。
（午前10時13分）